

第5章 津山市子育て支援行動計画

1. 地域における子育て支援事業

ア 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。また、その際には親が障害を持つ家庭においても適切に子育て支援サービスが受けられるよう、きめ細かな配慮を行います。

(ア) 子育て支援センター事業

地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とし、保育所において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供を行います。

【施策目標】

○子育て支援センター事業の推進：実施目標5か所

(イ) 一時保育事業

保護者の疾病その他の理由により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一日単位で保育する事業です。専業主婦の子育てを支援するためのも一時保育事業の実施か所の増設を図ります。

【施策目標】

○一時保育事業の推進：実施目標15か所

(ウ) 特定保育事業

就学前児童でその保護者の労働その他の理由により一か月間のうち半分程度、定期的に家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、保育を行う事業です。通常の保育よりも利用日数が少ないけれども定期的に保育の需要がある場合に利用頻度に合わせた保育料で利用できるように見直します。一時保育事業に対する需要が高まる中で、保育内容の向上と利用者の負担の軽減を図るために、特定保育事業の導入につい

て検討します。

【施策目標】

○特定保育事業の新規実施：実施目標 1 か所

(エ) 病児保育・病後児保育事業

病氣中または病気の回復期にあるおおむね 10 歳未満の児童で、その保護者の労働やその他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所や診療所において保育を行う事業です。仕事と子育ての両立を支援するためにさらに充実させていきます。

【施策目標】

○乳幼児健康支援一時預かり事業の継続実施：実施目標 3 か所

(オ) ファミリーサポートセンター事業

仕事と育児の両立を図るため、保育施設等への送迎、急な残業、子どもの急病等の臨時的突発的な保育需要に対応するため、ファミリーサポートセンター事業を推進します。

【施策目標】

- センター事業の利用拡大のための広報・啓発
- 会員を対象とした講習会や交流会の開催
- サブリーダー等の研修の充実

(カ) ショートステイ事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、必要な保護を行うショートステイ事業を児童養護施設などと連携しながら進めます。

【施策目標】

○ショートステイ事業の新規実施：実施目標 2 か所

(キ) 放課後児童健全育成事業

津山市地域について全小学校区に対応した放課後クラブの開設を進めます。合併町村地域については地域の要望などに基づき設置を進めます。

事業の実施にあたっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする地域の社会資源の活用を図ります。また、運営に当たっては、高齢者をはじめとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効率的・効果的な取組を推進します。

入会希望者の増加により、クラブの大規模が進んでいます。今後クラブの分割など適正化を検討していきます。さらに、指導員の待遇改善について研究・検討を進めます。

放課後児童クラブは働く親の支援、就学期の児童の健全育成事業として今後ますます重要となってきます。国・県などに対して制度の充実について働きかけを行っていきます。

【施策目標】

- 放課後児童クラブ事業の推進：開設目標 27 か所
- 放課後児童クラブの開設環境の改善

（ク）つどいの広場事業

子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として、概ね3歳までの児童とその保護者が気軽に集い、打解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談を行う場を設けます。

現在、NPO法人みる・あそぶ・そだつ津山こども広場やおかやまコープなどで毎月1、2回程度の子育てひろばの取組みがなされており、これらの取組みとも連携を図っていきます。

【施策目標】

- つどいの広場事業の新規実施：実施目標 2 か所

（ケ）預かり保育事業

幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業で、加茂町地域、阿波村地域の公立幼稚園において実施されており、引き続き実施していきます。

また、津山市内の私立の幼稚園3園においても実施されており、これらの内容について情報提供を行っていきます。

(コ) 幼稚園での相談事業

幼稚園において、幼児教育に関する様々な問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

(サ) 子育て支援の情報提供・相談事業

市の関係各課で構成する「つやまっ子未来プロジェクト会議」を引き続き定期的に開催することにより関係課の連携を図っていきます。市役所庁舎1階に設けた子育て総合窓口については、適切な対応ができるようにマニュアルの作成に取り組みます。また、専任の相談員を配置して気軽に相談ができるような体制を検討します。

イ 多様な保育需要に応じた保育サービスの充実

(ア) 保育所の計画的整備

津山市地域では23保育所の内、22か所が民間保育園となっており、多くの保育所が昭和40年代に建てられ、施設の老朽化が進んでいます。また、保育需要の多様化に対応するため、一時保育室の整備なども必要となっています。現在、施設整備に対して津山市より借入金の償還補助を行っていますが、今後、より適正な施設整備のあり方の検討を行い、計画的な施設整備がなされるよう支援していきます。

また、公立保育所では、施設の老朽化とともに、定員割れの保育所もあり、今後、施設の統合も含めて計画的な再編を行います。

【施策目標】

- 私立保育所の計画的整備の支援
- 公立保育所の計画的再編

(イ) 延長保育・休日保育

延長保育については、新市全域の保育園で実施できるように働きかけます。休日保育については、実施か所について広報活動を推進し利用を促します。

また、入所希望があれば、全公立保育所で障害児保育が実施できるように保育士の確保や適切な研修の実施に努めます。

【施策目標】

- 延長保育事業：実施目標29か所、
うち30分延長2か所、1時間延長24か所、2時間延長3か所

○休日保育事業：実施目標6か所

(ウ) 保育サービスの質の向上

保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、広報紙などを積極的に利用して、各種保育サービスに関して情報提供を行います。

保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みを導入することについて調査研究を進めます。

ウ 子育て支援のネットワークづくり

(ア) 地域における子育てネットワークの形成

就園前児童とその保護者で構成する親子クラブを全学区で開設するように努めるとともに、各クラブ同士の交流を図るなどして、地域における子育てのネットワークの形成を促進します。

(イ) 子育ての情報提供

各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、引き続き子育てマップを作成し、出生や転入の際に配布します。また、ホームページについては、さらに見やすく親しみやすくするように努めます。

(ウ) 地域の子育て意識の啓発

地域住民の多くが子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、愛育委員、民生委員、主任児童委員などの協力を得ながら、子育てに関する意識啓発を推進します。

エ 児童の健全育成の環境づくり

(ア) 児童館の計画的整備

児童館は合併により、中央児童館、南児童館、加茂児童館、阿波児童館の4館となります。今後、公立保育所の再編などと併せて、適正配置について検討します。

【施策目標】

○児童館の適正配置の検討

(イ) 地域の資源を活用した子どもの居場所づくりの推進

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。愛育委員、民生委員・児童委員、子育て支援NPO、子供会、地域ボランティア、町内会等の人的資源と児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源を活用し、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末の居場所づくりを推進します。

児童館では、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催など、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生や高校生の活動拠点となるように積極的に中高校生を受け入れていきます。

(ウ) 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなどにおいて、地域の高齢者の参画を得て世代間交流の推進を図ります。

(エ) 余裕教室・公共施設の余裕空間・商店街の空き店舗等の活用

子どもの居場所づくりや放課後児童健全育成事業の実施にあたり、余裕教室、公共施設の余裕空間、商店街の空き店舗等を活用するよう努めます。